

日バス協業第395号
令和2年12月1日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

道路運送法第91条の2の規定による関係地方公共団体への通知について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)の施行により、一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行に係るものに限る。)の経営許可申請又は事業計画変更認可申請(路線の新設に係るものその他の国土交通省令で定めるものに限る。)に係る関係地方公共団体への通知制度が設けられることとなりましたが、その手続きの取扱いについて、別紙のとおり処理要領が定められましたので、貴協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会業務部 稲田・松浦

TEL:03-3216-4014